

## A. 気象警報発令時の学校園の対応について

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため令和6年度から以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願いたします。

### 1. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」が発令されている(発令された)場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止(授業の繰上げ等)

#### ○変更ポイント

従来は「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ、臨時休業となっていましたが、

令和6年度からは、「大雨警報」が発令された場合も臨時休業となります。

※大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害)いずれの場合も臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

### 2. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報(洪水警報、波浪警報、高潮警報)が発令されている(発令された)場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ (原則的に)平常対応
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合  
⇒ 授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

#### ●給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令されている(発令された)場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。

その際、以下のことを実施します。

(1) 児童一斉下校を行い、教職員による下校巡回指導を行います。

お子様が通常より早い時刻に帰宅する場合、保護者の方が家にいないことが考えられるご家庭は、お子様に必ず家の鍵を持たせていただきますようお願いいたします。

(2) チビッコホームを利用している児童については、チビッコホームに行くまでに警報が出た場合は、他の児童と一緒に一斉下校します。従って必ず家の鍵を持たせてください。また、チビッコホームに行った後に警報が出た場合は、チビッコホームからご家庭に連絡がありますので、よろしく願います。

(3) 「携帯電話メール配信サービス」で下校の連絡をします。

(4) 地域の「子どもの安全見守り隊」の皆さんにもご協力を願ひ、下校時の児童の様子を見守っていただきます。

## **B. 地震発生時の学校の対応について(お知らせ)**

南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、発災時の対応をあらかじめ定めておくことが重要となっています。そこで、地震やそれに伴う津波が発生した場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願ひいたします。

### ●【岸和田市に地震が起きた場合】

#### **1. 震度5弱以上の時**

①登校園前(午前7時まで) ⇒ **臨時休業**

※登校園前とは、前日の降園下校後～登校園する前までの時間です。

②午前7時～始業時間までの間 ⇒ **臨時休業**

○まだ在宅の場合は、登校園させないで下さい。

○既に登校園している場合は、安全確保を優先し、(■)学校園のマニュアルに基づき対応します。

③始業時間後 ⇒ **授業中止**

○安全確保を優先し、(■)学校園のマニュアルに基づき対応します。

④休日 ⇒その翌日(授業・保育日)は **原則、臨時休業**

**★臨時休業時、学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡します。**

#### **(■) 学校園のマニュアル**

1.安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。

2.その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、**一斉**下校をします。

3.なお、被害の状況により集団下校しない方がいいと思われる時は、保護者のお迎えを依頼します。保護者が迎えに来るまでは学校で待機させ、保護者確認の上、引き渡しをします。

## 2. 震度4以下の時

原則として、**平常通り**授業(保育)を行います。

※なお、余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業(保育)の繰り下げ等の措置を行います。ご家庭でも児童園児の安全を第一に考え、危険な場合は登校園を見合わせて下さい。

## ●【岸和田市に津波に関する警報が発令された場合】

### 地震により、大津波警報・津波警報が発令された場合

1. 震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

○震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。

※ただし、一斉下校ではなく、**岸和田高校グラウンドに避難し、状況によっては城内小学校へ移動します。**

2. 震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

①登校園前(午前7時まで) ⇒ **授業(保育)中止**

※警報が解除される時間帯によっては、授業(保育)を行う場合があります。

授業(保育)の有無については、保護者へ連絡します。

②午前7時～始業時間までの間 ⇒ **授業(保育)中止**

○まだ在宅の場合は、登校園させず、速やかに避難してください。

○既に登校園している場合は、安全確保を優先し、**(■) 学校園のマニュアル**に基づき対応します。

③始業時間後 ⇒ **授業(保育)中止**

○安全確保を優先し、**(■) 学校園のマニュアル**に基づき対応します。

### **(■) 学校園のマニュアル**

1.安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。

2.その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、**岸和田高校グラウンドに避難し、状況によっては、城内小学校へ移動します。**

3.**岸和田高校(もしくは城内小学校)で保護者の方への引き渡しをします。**

## C.大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の学校園の対応について

平素から、本校園の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、標記のとおりJアラート(全国瞬時警報システム)により、緊急情報が発信された場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

### 1. 登校園前(前日降園下校後～登校園する前)までに発信された場合

- 自宅待機とします。
- ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、**臨時休業**とします。
- 「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります」「日本上空を通過した」等の情報が発信され、「ミサイルは日本の領海外の海域に落下した模様」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、自宅待機を解除します。
- 授業(保育)の再開等については、学校園から保護者へ連絡します。

### 2. 在校園時に発信された場合

- 授業(保育)や活動を中断します。
  - 屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。
  - 完全に安全が確認されてから、授業(保育)や活動を再開します。
  - 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、安全確保を優先し、(□) 学校園のマニュアルに基づき対応します。
- (□) 学校園のマニュアル
- 1.安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。
  - 2.その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、集団下校をします。
  - 3.なお、被害の状況により集団下校しない方がいいと思われる時は、保護者のお迎えを依頼します。保護者が迎えに来るまでは学校で待機させ、保護者確認の上、引き渡しをします。

### 3. 登下校中に発信された場合

- 学校か家、近い方に向かうように指導します。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をします。
- 登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合っていたいただきますようお願いいたします。

※「臨時休業」「授業(保育)中止」「授業(保育)の繰上げ」を実施する場合は、必ず学校園緊急連絡メールにてお知らせします。